

令和8年度見本市出展業務仕様書

第1 業務の主旨

高知県（以下「県」という。）は、一般社団法人大日本水産会（以下「主催者」という。）が主催する見本市「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」及び「シーフードショー大阪」において、県内の関係事業者（以下「出展事業者」という。）に対し、来場する量販店、百貨店、飲食店等との効果的な商談の機会を提供することにより、本県産水産物のPR及び販路開拓を行うことを目的として本業務を行うものである。本業務は、出展事業者が出展を行うにあたり、高知らしい演出やデザインで装飾した高知県ブースを設置すること等により、効果的な集客を図ることを目的とする。

第2 業務の留意事項

- 1 現時点で、主催者から両シーフードショーの開催要領等詳細の発表がないため、受託者は、第3の業務内容の実施について、今後、主催者から発表のある開催要領等や決定する出展事業者の特性を踏まえ、弾力的な対応が求められるので留意すること。
- 2 第3の業務内容において、両シーフードショーの出展小間数及び出展事業者数の合計は、延べ30小間程度及び30事業者程度（以下、この項において「延べ小間数等」という。）としており、両シーフードショーにおいて基準とする出展小間数及び出展事業者数は、第3の1及び2に記載のとおりである。

先に開催される「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」の出展小間数及び出展事業者数が、主催者及び出展事業者等の都合により、基準とする数量に対して増減が生じた場合には、次に開催される「シーフードショー大阪」において、延べ小間数等の範囲内で、その増減を調整する場合があるので留意すること。

第3 業務内容

1 ジャパン・インターナショナル・シーフードショー出展業務

次の期間及び会場で開催されるジャパン・インターナショナル・シーフードショー（以下、この項において「シーフードショー」という。）に高知県ブースを設置するとともに、出展に伴う次の業務を実施する。

（開催期間・会場）

第28回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」

期間：令和8年8月19日（水）～令和8年8月21日（金）（3日間）

会場：東京国際展示場（東京ビッグサイト）東館2・3ホール

（出展小間数及び出展事業者数）

出展小間数16小間、出展事業者数16事業者を基準とするが、主催者及び出展事業者の都合により、増減を生じることがある。

(1) 高知県ブースの設置

- ア 出展小間数 16 小間程度を確保し、配置は集客効果の高い内容とすること。なお、確保する小間料は、本業務の契約金額に含まれる。
- イ 来場者に対し、高知らしさを効果的にアピールできる装飾を施すとともに、照明設備を巧みに配置して、視覚効果の高い演出を図ること。
- ウ 出展事業者が共同で使用するストックルームを設置すること。
- エ 出展事業者の事情等により、当初確保した小間数に変更が生じることとなった場合には、県及び受託者が協議のうえ、対応を決定する。
- オ 高知県ブースの設置は、主催者の示すルールや指示に従って行うこと。

(2) 高知県ブース出展者への事前説明会の実施

主催者及び県と協力して、出展事業者への事前説明会を開催すること。時期、内容等は、別途協議して定める。

(3) 連絡調整等

- ア 主催者や出展事業者等との連絡調整、関係書類の作成提出、書類配布、その他シーフードショーへの出展に関して必要な事務手続きを行うこと。
- イ シーフードショーの開催期間中は、高知県ブースを運営管理し、かつ、リーフレットの配布やブースへの呼び込み等補助的業務を実施する者 1 名以上を常駐させること。
- ウ 出展にあたり、出展事業者が経費を負担して準備することとなるレンタル機材等について、主催者や出展事業者等と協議、調整のうえ、手配すること。
- エ 出展にあたり、県が出展事業者から一部費用を徴収することとなる小間料負担金について、主催者及び県と連絡を密にしたうえで必要に応じて調整すること。
- オ 出展事業者へ SNS 等を利用したシーフードショー出展に係る周知の依頼を行うこと。

(4) 出展事業者紹介リーフレット、来場者に配布する PR 資材の作成等

- ア 出展事業者紹介のリーフレットの作成
出展事業者名、出品商品、小間配置図等を記載したリーフレットを 2,500 部以上作成すること。
- イ 来場者に配布する PR 資材の作成
来場者がパンフレットやサンプル等を持ち帰るために利用することを想定した手提げ袋を 1,400 部以上作成すること。作成する手提げ袋は、機能性を有し、かつ、高知らしさを効果的に発信するインパクトのある内容とすること。
- ウ 「高知家の魚応援の店」等への招待状等の送付
主催者から提供のある招待状とアで作成したリーフレットを、開催地近隣の「高知家の魚応援の店」及びその他有力顧客へ送付すること。なお、送付先リストは県から提供する。

(5) 出展会場への資機材等の搬入、搬出等

出展会場への資機材等の搬入、搬出、その他必要な作業については、主催者等の示すルールや指示に従って行うこと。

(6) アンケート調査の実施

出展事業者に対して、ブースへの来場者数や商談状況等を内容とするアンケート調査を会期中1日毎に実施し、会期終了後に項目毎に集計を行うなどアンケート結果を取りまとめた報告書を作成すること。また、会期終了後にはアンケートを2回実施すること。アンケートの内容、実施時期等については、別途指示する。

なお、上記の報告書については、第7の事業完了報告とは別に、その都度県に提出すること。また、アンケートの実施にあたっては、回答の記載漏れがないよう出展事業者を指導すること。

(7) その他の業務

上記のほか、出展に必要となる業務を行うこと。

2 シーフードショー大阪出展業務

次の期間及び会場で開催されるシーフードショー大阪（以下、この項において「シーフードショー」という。）に高知県ブースを設置するとともに、出展に伴う次の業務を実施する。

(開催期間・会場)

第24回「シーフードショー大阪」

期間：令和9年2月25日（木）～令和9年2月26日（金）（2日間）

会場：ATCホール（アジア太平洋トレードセンター内）予定

(出展小間数及び出展事業者数)

出展小間数14小間、出展事業者数14事業者を基準とするが、主催者及び出展事業者の都合により、増減を生じることがある。

(1) 高知県ブースの設置

ア 出展小間数14小間程度を確保し、配置は集客効果の高い内容とすること。なお、確保する小間料は、本業務の契約金額に含まれる。

イ 来場者に対し、高知らしさを効果的にアピールできる装飾を施すとともに、照明設備を巧みに配置して、視覚効果の高い演出を図ること。

ウ 出展事業者が共同で使用する出展事業者が共同で使用するストックルームを設置すること。

エ 出展事業者の事情等により、当初確保した小間数に変更が生じることとなった場合には、県及び受託者が協議のうえ、対応を決定する。

オ 高知県ブースの設置は、主催者の示すルールや指示に従って行うこと。

(2) 高知県ブース出展者への事前説明会の実施

主催者及び県と協力して、出展事業者への事前説明会を開催すること。時期、内容等は、別途協議して定める。

(3) 連絡調整等

ア 主催者や出展事業者等との連絡調整、関係書類の作成提出、書類配布、その他シーフードショーへの出展に関して必要な事務手続きを行うこと。

イ シーフードショーの開催期間中は、高知県ブースを運営管理し、かつ、リーフレットの配布やブースへの呼び込み等補助的業務を実施する者1名以上を常駐させること。

ウ 出展にあたり、出展事業者が経費を負担して準備することとなるレンタル機材等について、主催者や出展事業者等と協議、調整のうえ、手配すること。

エ 出展にあたり、県が出展事業者から一部費用を徴収することとなる小間料負担金について、主催者及び県と連絡を密にしたうえで必要に応じて調整すること。

オ 出展事業者へSNS等を利用したシーフードショー出展に係る周知の依頼を行うこと。

(4) 出展事業者紹介リーフレット、来場者に配布するPR資材の作成等

ア 出展事業者紹介のリーフレットの作成

出展事業者名、出品商品、小間配置図等を記載したリーフレットを1,600部以上作成すること。

イ 来場者に配布するPR資材の作成

来場者がパンフレットやサンプル等を持ち帰るために利用することを想定した手提げ袋を900部以上作成すること。作成する手提げ袋は、機能性を有し、かつ、高知らしさを効果的に発信するインパクトのある内容とすること。

ウ 「高知家の魚応援の店」等への招待状等の送付

主催者から提供のある招待状とアで作成したリーフレットを、開催地近隣の「高知家の魚応援の店」及びその他有力顧客へ送付すること。なお、送付先リストは県から提供する。

(5) 出展会場への資機材等の搬入、搬出等

出展会場への資機材等の搬入、搬出、その他必要な作業については、主催者等の示すルールや指示に従って行うこと。

(6) アンケート調査の実施

出展事業者に対して、ブースへの来場者数や商談状況等を内容とするアンケート調査を会期中1日毎に実施し、会期終了後に項目毎に集計を行うなどアンケート結果を取りまとめた報告書を作成すること。また、会期終了後にはアンケートを1回実施し、別途前年度の会期後のアンケートを実施すること。アンケートの内容、実施時期等については、別途指示する。

また、アンケートの実施にあたっては、回答の記載漏れがないよう出展事業者を指

導すること。

(7) その他の業務

上記のほか、出展に必要な業務を行うこと。

第4 実施体制

本業務が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

第5 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

第6 事業計画書

本業務の受託後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを整理した事業計画書を提出すること。

第7 事業完了報告

受託者は、本業務が終了したとき、次の内容を含む「業務完了報告書」を作成し、県に提出すること。なお業務完了報告書は、履行期間満了日までに提出すること。

併せて、「業務完了報告書」の電子データをCD又はDVDに記録し、提出すること。記録する電子データには、各内容が分かるファイル名を付与すること。また、CD又はDVDの提出にあたり、ウイルスチェックを行うこと。

1 全体業務

(1) 委託業務の実施期間

(2) 実施した業務の一覧

2 各シーフードショーの別に次の資料等

(1) 実施日時・場所、参加者リスト等を取りまとめた資料

(2) 商談会の様子を撮影した写真（画像データを含む。）

(3) 出展者アンケートの集約及び集計結果

第8 その他留意事項

1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる「業務の主旨」に沿って実施すること。本業務の実施の詳細は、本仕様書で定めたもののほか、受託者から提案のあった企画提案書及びその関係資料に基づき実施することを基本とし、県と協議を行いながらより効果的な方法を選択して誠実に実施すること。

2 本業務の実施にあたっては、県が実施する高知家プロモーションとの連動及び調和を図ること。

3 本業務で作成する製作物は、他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- 4 本業務で作成した製作物に関する著作権及び使用権は、全て県に帰属するものとする。
- 5 やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。
なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- 6 本仕様に依り難い事情が発生した場合は、県と受託者が協議のうえ対応を決定する。
- 7 その他、本業務の実施のために必要な事項は、県と受託者が協議のうえ定める。